平成２６年（フ）第４０号
福井県丹生郡越前町米ノ第71号49番地29
債務者　山本　忠勝
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　裕美
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
愛知県春日井市六軒屋町３丁目33番地
債務者　林　　洋一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　裕喜
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
富山市下堀50番地１　レコルテ下堀201号、前住所富山市月岡西緑町384番地
債務者　京楓園こと　栄　　寿一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣野　　聡
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
神戸市灘区宮山町２丁目７番12号　パワーズ六甲302、従前の住所神戸市灘区六甲台町11番32―402号
債務者　髙石　信也
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松谷　卓也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６号
広島市安佐北区可部６丁目33番19号
債務者　佐々木智子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滑川　和也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９号
愛知県安城市東栄町横根畑59―59　ソシオ安城Ａ棟308号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市野村町1407番地
債務者　木本　悠喜
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４７号
北海道北斗市追分１丁目12番10号　グリーンパークキャピタン205
債務者　中嶋　聡美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
函館市昭和４丁目18番８号
債務者　根元　美江（旧姓鳥谷内）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５９号
函館市富岡町１丁目６番20号
債務者　佐藤　朝子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
埼玉県上尾市大字戸崎850番地３
債務者　齊藤　友美（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９４号
さいたま市浦和区常盤９丁目15番21号　名倉荘201号
債務者　山本みゆき
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
埼玉県久喜市久喜東５丁目６番３号　関ビル202
債務者　山中　則昭
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
埼玉県川越市大字砂59番地17
債務者　稲毛　道人
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８０号
埼玉県川越市大字久下戸１番地１　川越久下戸団地４号棟705号室
債務者　淺野ジョアニこと　オダジマ　ジョアニ　ログト
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５２４号
大阪市平野区瓜破２丁目３番38号　グランコーポ瓜破302号
債務者　美濃井英樹
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部